ニ　吹流し装置（軽量型）の使用　次に掲げる方法 (1)　（略） (2)　漁船の全長が二十四メートル以上の場合は、おどしの取付間隔は、一メートル未満とし、長さ三十センチメートル以上のものを取り付けること。 ホ～リ　（略）	4　南緯二十五度以南、南緯三十度以北かつ西経百七十五度以西の海域 一　次のイからニまでに掲げる漁具に関する措置のうち一以上の種類の措置を講じなければならない。 イ　（略） ロ　夜間投縄の実施 ハ・ニ　（略） 二　前号イに掲げる措置は、それぞれ次のイ又はロに掲げる措置ごとに当該イ又はロに定める方法により講じなければならない。 イ　吹流し装置（標準型）の使用　次に掲げる方法 (1)　枝縄が水中に沈む地点の風上側の船尾において、吹流しの先端を海面から七メートルより高い位置に保持した上で、鈎が沈む水域の上空に掲揚されるように取り付けること。その際、プロペラによる乱流の影響を受けない海面に鈎を投入すること。 (2)　水面上にある吹流しの長さが百メートル以上となるように取り付けること。 (3)　吹流しの長さを百二十メートル以上とすること。ただし、吹流しの長さが二百メートル未満の場合は、先端に牽引物を取り付けること。 (4)　標準型おどし及び軽量型おどしの両方を、吹流しの取付け部分（その取付け部分が船尾より前方にあるときは、吹流しと船尾を鉛直方向に延長した面が交わる部分）を基点として百メートル以上にわたり取り付けること。 (5)　標準型おどしは、絡み合いを防ぐため適切な方法で取り付けること。 (6)　標準型おどしの取付間隔は、五メートル以内とすること。 (7)　標準型おどしは、無風の状態において先端が水面に到達する長さとすること。 (8)　（略） (9)　軽量型おどしの取付間隔は、一メートル以内とすること。 (10)　（略）

ニ　吹流し装置（軽量型）の使用　次に掲げる方法 (1)　（略） (2)　漁船の全長が二十四メートル以上の場合は、おどしの取付間隔は、一メートル以内とし、長さ三十センチメートル以上のものを取り付けること。 ホ～リ　（略）	4　南緯二十五度以南、南緯三十度以北の海域 一　次のイからハまでに掲げる漁具に関する措置のうち一以上の種類の措置を講じなければならない。 イ　（略） （新設） ロ・ハ　（略） 二　前号イに掲げる措置は、それぞれ次のイ又はロに掲げる措置ごとに当該イ又はロに定める方法により講じなければならない。 イ　吹流し装置（標準型）の使用　次に掲げる方法 (1)　枝縄が水中に沈む地点の風上側の船尾において、吹流しの先端を海面から七メートル以上の位置に保持した上で、水面上にある吹流しの長さが百メートル以上となるように取り付けること。 （新設） (2)　吹流しの長さを二百メートル以上とすること。 (3)　おどしは、はっきりとした明るい色とすることとし、標準型おどし及び軽量型おどしの両方を取り付けること。 (4)　標準型おどしは、サルカンを使用して取り付けること。 (5)　標準型おどしの取付間隔は、五メートル以内とし、一組ずつ取り付けること。 (6)　標準型おどしは、先端が水面に触れる程度の長さとすること。 (7)　（略） (8)　軽量型おどしの取付間隔は、一メートル以内とし、一組ずつ取り付けること。 (9)　（略）